

白河市監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項及び白河市監査委員条例第 8 条第 1 項の規定により提出した平成 26 年度定期監査（第二期）結果の報告に対し、同法第 199 条第 12 項及び同条例第 8 条第 2 項の規定により、措置を講じた旨の通知があったことから、その措置状況を次のとおり公表する。

平成 27 年 1 月 28 日

白河市監査委員 有 賀 秀 晴

白河市監査委員 深 谷 政 男

別 紙

## 平成26年度定期監査（第二期）結果の措置状況報告書

□ 大信公民館

1, 行政財産使用料

(指摘内容)

- ・収入事務処理の不備

(措置状況)

- ・相手の確認を得て、平成26年度に事務処理を行いました。今後の再発防止に努めます。